

# 令和6年度和歌山県観光情報誌制作等業務

## プロポーザル実施要領

### 1 概要

#### (1) 業務名

令和6年度和歌山県観光情報誌制作等業務

#### (2) 業務の目的

和歌山県の認知度の向上やイメージアップにつながる、また、行ってみたいと思わせる観光情報を発信することで、本県への観光誘客の促進を図る。

#### (3) 契約予定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

#### (4) 業務内容

別添仕様書のとおり

#### (5) 提案限度額

18,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 本業務の遂行にあたり、仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な事業者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し履行可能な能力を有する事業者であること。
- (3) 今回の事業趣旨を的確に理解した事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における競争入札への参加を制限されていない者。
- (6) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (9) 過去5年間で、本業務と類似業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。
- (10) 国税及び都道府県税について滞納していない者。

### 3 スケジュール

#### (1) 募集開始

開始日時：令和6年2月5日（月）10時から

#### (2) 事前説明会参加申込

受付期限：令和6年2月13日（火）17時まで（必着）

#### (3) 事前説明会

実施日時：令和6年2月16日（金）14時から（予定）

#### (4) 質問票

受付期限：令和6年2月21日（水）17時まで（必着）

#### (5) 参加申込書等

提出期限：令和6年2月27日（火）17時まで（必着）  
（6）企画提案書及び見積書等

提出期限：令和6年3月14日（木）17時まで（必着）  
（7）審査日

実施日時：令和6年3月21日（木）午前（予定）  
（8）審査結果の通知

審査終了後、速やかに参加者全員に通知する。

#### 4 事前説明会

（1）日時 令和6年2月16日（金）14時から

（2）場所 オンライン（Zoom）にて実施予定 ※URLについては、別途連絡する。

（3）参加申込

事前説明会への参加を希望する者は、以下により事前に申込を行うこと。なお、説明会に参加していない場合は、プロポーザルに参加できないこととする。

①提出書類

事前説明会参加申込書（第1号様式）

②申込期限

令和6年2月13日（火）17時まで（必着）

③提出方法

和歌山県観光連盟あてFAX、メール、郵送又は持参いずれかの方法で提出すること。なお、FAX、メール、郵送で提出する場合は、確認の電話を必ず入れること。

（4）留意事項

事前説明会への参加については、1提案事業者単位につき、アカウントは1つのみとする。

#### 5 質問票の提出

（1）質問票の提出

質問票（第2号様式）にて和歌山県観光連盟あてFAX又はメールで提出し、提出後、電話で連絡すること。なお、審査内容に関する質問には回答しない。

（2）受付期限

令和6年2月21日（水）17時まで（必着）

（3）質問に対する回答は、ホームページ「和歌山県公式観光サイト」に掲載することとする。

#### 6 参加申込書等の提出

（1）プロポーザルに参加する意思のある者は、和歌山県観光連盟あて以下の書類を郵送又は持参すること。持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日9時から17時までとする。なお、郵送で提出する場合は、確認の電話を必ず入れること。

①提出書類

i 参加申込書（第3号様式）

ii 誓約書（第4号様式）

iii 役員等に関する調書（第5号様式）

iv 法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

v 法人にあつては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては、住民票

vi 印鑑証明

vii 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後

3か月以内のもの)

viii 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

②提出書類の留意事項

- i 正本1部を提出（持参または郵送）すること。
- ii 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- iii 観光連盟が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- iv 和歌山県役務の提要等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が「企画・広告・手配」）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、①のiiからviiiの提出書類を当該書類に代えることができる。

③提出期限等

令和6年2月27日（火）17時まで（必着）

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①提案者の概要及び類似事業受託実績（第6号様式）

②企画提案書（任意様式）6部

企画提案書への記載する内容は、下記のとおり。

i 和歌山県観光情報「紀州浪漫」のページ

ア 表1（表紙）：サイズA4

- ・写真及び文字は、実際に使用するものに極めて近いものとし、すべてをダミーにすることは不可とする。
- ・キャッチコピー（特集テーマ等から考えること）
- ・コンテンツのデザイン（ダミー可）

イ 夏号特集ページ：サイズA3

- ・夏号の特集テーマ「紀伊山地の霊場と参詣道 世界遺産登録20周年」の見開き2ページ分をA3で作成すること。
- ・写真及び文章は、実際に使用するものに極めて近いものであること。特に文章については概ね4分の1以上を書きおこすこと。

ウ 夏号特集ページ：サイズA4

- ・上記イ以外のページについては、ページネーションを含む企画案を提案すること。

エ シリーズページ：サイズA3

- ・シリーズ「和歌山さんぽ（仮）」ページ（見開き2ページ分）をA3で作成すること。
- ・写真及び文章は、実際に使用するものに極めて近いものであること。ただし、写真のキャプションなどはダミーも可とする。

ii 「和歌山県公式観光サイト」に掲載するコンテンツ「WEB 紀州浪漫（仮）」ページ

- ・夏号のページイメージを作成すること。すべてダミー可とする。：サイズA4

iii 「和歌山県公式観光サイト」に掲載するコンテンツ「旬のおすすめ情報」ページ

- ・6回のテーマ及び紹介予定の場所、施設、店舗等のリストを作成すること。：サイズA4

iv 仕様書4（3）及び4（4）の業務に関するSNS等広告配信に関する提案書

- ・SNS等広告配信について、広告媒体（インスタグラム広告は必須）及び配信期間やターゲット、地域など、また、リーチ数及びインプレッション数、クリック数、クリック率など効果的と思われるセグメントや数値目標について提案を行うこと。

- ③業務実施体制及び業務完了までのスケジュール（任意様式） 6部
- ④見積書（任意様式） 6部
- (2) 提出期限  
令和6年3月14日（木）17時まで（必着）
- (3) 提出方法  
和歌山県観光連盟あて郵送又は持参すること。持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日9時から17時までとする。また、郵送で提出した場合は、電話で受領確認を行うこと。
- (4) 企画提案書に関する留意事項
  - ①企画提案にあたっては、別添仕様書をもとに提案すること。なお、企画提案書の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、和歌山県観光連盟との協議により、実施内容を決定する。
  - ②企画提案書は、日本工業規格A4又はA3（A3サイズは折り込み添付）とし、フルカラーで作成すること。
- (5) 規格提案に際しての留意事項
  - <失格又は無効>  
以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。
    - ①提出期限に遅れた場合
    - ②提出書類に虚偽の内容を記載した場合
    - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
    - ④実施要領に違反すると認められる場合
    - ⑤見積額が予算限度額を超えた場合
    - ⑥その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - <その他の留意事項>
    - ①提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事業に係る責任は、全て提案者が負う。
    - ②企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。
    - ③複数の企画提案書の提出は不可とする。
    - ④企画提案書等において使用するメインの言語は、日本語とする。
    - ⑤提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
    - ⑥提出された書類は、委託先の選定を行う作業に必要な場合において複製を作成することがある。
    - ⑦提出があった企画提案書は返却しない。
    - ⑧提出があった企画提案書は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 見積書について
  - ①別添「令和6年度和歌山県観光情報誌制作等業務 仕様書」の4（1）に記載する秋号（キャンペーンブック）に関する制作及び全配布先あての納品については、別途契約を締結するため、見積書についても別途提出すること。
  - ②見積額は、当業務の実施に必要な経費を計上し、消費税及び地方消費税を含む額とすることとし、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。
  - ③市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう見積額を調整することがある。
  - ④見積書のあて名は、「公益社団法人和歌山県観光連盟会長」とすること。

## 8 プロポーザルの実施方法について

プロポーザル参加事業者からあらかじめ提出された提案書に基づき、審査員による審査の上、総合的に評価し決定する。

## 9 審査方法

- (1) 別途設置する審査委員会の委員による審査を行う。
- (2) 審査項目は別紙のとおりとする。なお、必要と認める審査項目を変更する場合がある。
- (3) 審査会

- ①実施日 令和6年3月21日(木)午前(予定)
- ②実施時間 後日、参加者に連絡
- ③実施場所 後日、参加者に連絡
- ④所要時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度
- ⑤注意事項
  - i プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとする。
  - ii 審査会当日は、企画提案書等、書類の受付期間内に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施すること。プロジェクター等を使用する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ることとし、パソコンは持参すること。
  - iii プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
  - iv 指定の時間に遅れた場合は、辞退したものとみなす。

### (4) 決定方法

採点の高い提案から順に順位点を付け、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が最も高い者を本業務の契約候補者とする。同点が複数ある場合には、審査員の採点の合計が最も高い者を委託候補者とする。

なお、提案者が1者の場合においても、審査委員会における評価を行った上で、総合評価が平均60%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を委託候補者として決定する。

### (5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、決定次第、全ての参加者に文書にて通知するとともに、和歌山県公式観光サイト内にて委託候補者の名称を公表する。

## 10 委託契約の締結

- (1) 審査会にて委託候補者を決定後、委託契約を締結する。なお、当該仕様書は、変更を行う場合がある。その場合は、両者協議の上、決定するものとする。
- (2) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は、協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

## 11 その他

当該委託業務は、令和6年2月和歌山県議会において、令和6年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合、中止、延期、または変更する。

## 12 書類の提出場所

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

公益社団法人和歌山県観光連盟

担当 成田、鈴木

TEL 073-441-2776

FAX 073-432-8313

電子メール narita.kayo@wakayama-kanko.or.jp

[別紙]

審査項目	配点
(1) 紀州浪漫 ①表紙 ・写真は季節感やインパクトがあり、手に取ってみたいと思わせるか。 ②特集 ・特集に関して企画力があり、完成度は高いか。 ・内容に関して写真は季節感を感じさせ、躍動感や臨場感があり、文章は引き込まれるようなものか。 ・その他のページネーションは魅力的で企画力があるか。 ③シリーズ ・興味を引く内容であるか。 ・キャッチコピーや写真はインパクトや季節感があり、行きたくなるものか。	60点
(2) 「県公式観光サイト」に掲載するコンテンツ「WEB 紀州浪漫(仮)」ページ ・操作性がよく、見やすいページ構成になっているか。	10点
(3) 「県公式観光サイト」に掲載するコンテンツ「旬のおすすめ情報」ページ ・テーマや紹介先の選択は訪れてみたいと思わせる工夫があるか。	5点
(4) SNS 広告等配信業務に関する提案 ・ターゲットや地域等のセグメントは適切と思われるか。 ・リーチ数等の数値目標は適切と思われるか。 ・独自性を持った効果的な提案があるか。	10点
(5) 事業実施体制及び実績 ・事業を適正に実施するための組織体制、事業規模を有しているか。また、過去の実績から十分な実績があるか。	5点
(6) 見積価格の妥当性 ・事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。	5点
(7) その他 ・独自性を持った効果的な提案がなされているか。	5点